

教育委員会定例会事項書

令和6年1月23日(火)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 北 野 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願の処理について

4 議 題

議案第 39号 三重県指定文化財の指定について

議案第 40号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 41号 紀南地域新高等学校の設置及び校名について

議案第 42号 三重県立夜間中学の設置及び校名について

議案第 43号 職員の懲戒処分について

議案第 44号 審査請求事案の処理について

議案第 45号 公文書部分開示決定及び公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について

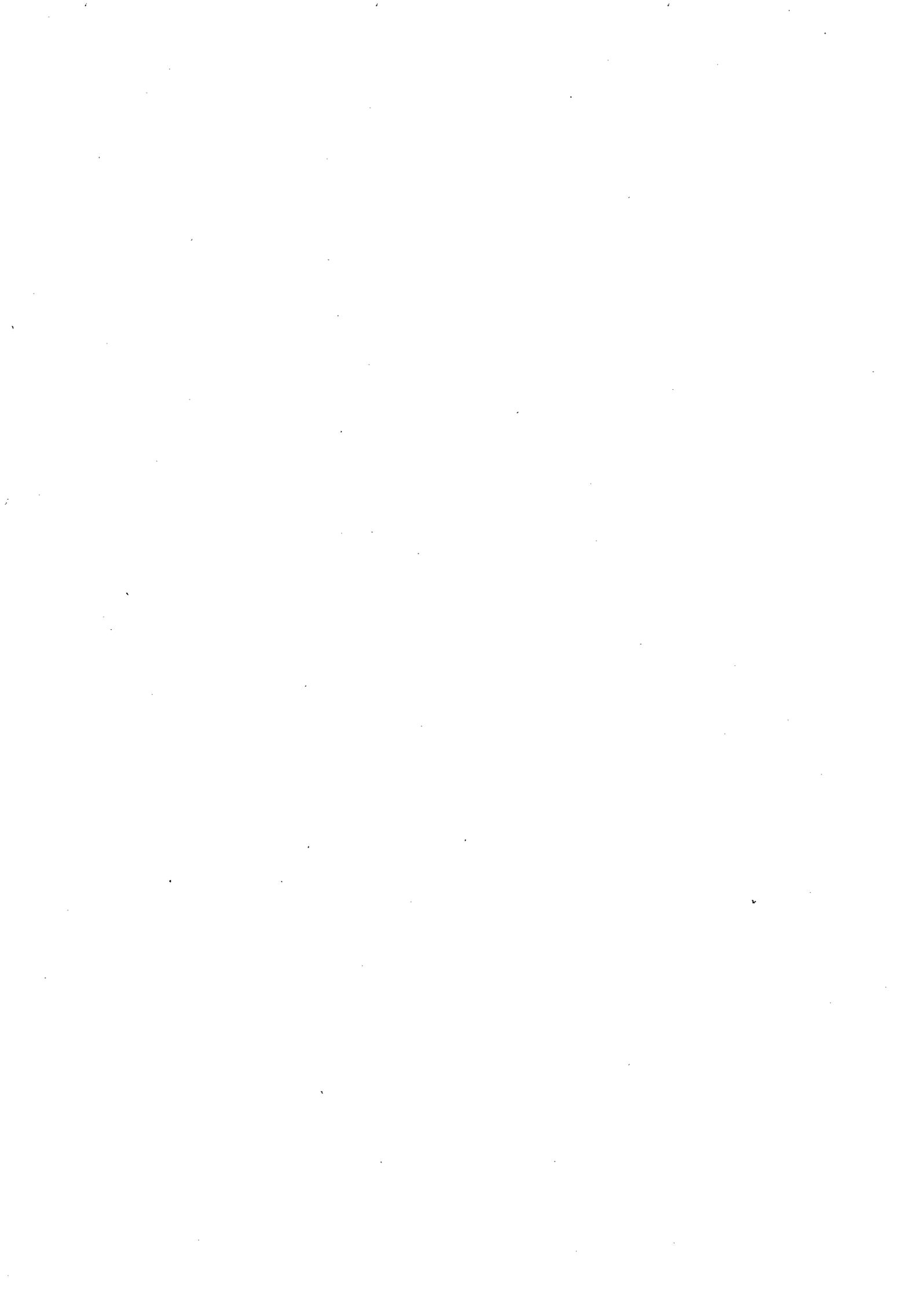
5 報 告 題

報告 1 令和6年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について

報告 2 令和7年度(令和6年実施)教員採用選考試験の日程及び変更の概要について

報告 3 訴訟事件の判決への対応について

6 閉 会 宣 言



前回定例会の審議結果

1 日時

令和5年12月22日（金）

開会 10時00分

閉会 10時53分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 大森委員

4 採択議案の件名

議案第35号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

議案第36号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第37号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第38号 職員の人事異動（市町立小中学校）について

5 請願陳情の付議の結果

請願13 兼職兼業を行うことを理由とした校務の負担軽減を行わないことを求める請願について

請願14 身体的露出を要する教育活動の見直しを求める請願について

請願15 部活動のあり方を見直しを求める請願について

請願13、請願14、請願15については不採択とする。

6 諸般の報告

報告1 令和5年度三重県優秀選手・指導者表彰について

報告2 紀南地域新高等学校の校名について

報告3 三重県立夜間中学の校名について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願16

三重県教育委員会公文書管理規程を踏まえた時間外在校等時間記録の管理を
求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和6年1月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件 名 等	請 願 者	教育長の意見
請 16	令和5年4月21日	<p>(件名) 三重県教育委員会公文書管理規程を踏まえた時間外在校等時間記録の管理を求める請願書</p> <p>(要旨) 三重県立学校教員の時間外在校等時間記録について、客観的な正確性の観点から書き換えや差し替えを行う場合は、当該書き換え又は差し替えを行う理由及びその経緯を明確に当該公文書に記載すること</p>	<p>みえ教育ネットワ ーク教職員ユニ オン 大原 敦子 三重県津市寿町7 -50</p>	<p>三重県教育委員会公文書管理規程第41条第2項において、明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなつた公文書を書き換え、又は差し替える場合には、当該書き換え又は差し替えを行う理由及びその経緯を、当該公文書に明確に記載しなければならぬとされています。</p> <p>令和4年4月の時間外在校等時間記録については、客観的な正確性の観点から適切に記録されていないことが判明したことから、令和4年6月17日付け事務連絡（以下、「事務連絡」という。）において、三重県教育委員会事務局教職員課長から全ての県立学校長に対して、時間外在校等時間の確認を行うとともに、適切に記録されていない教職員の記録については修正作業を行うように依頼しました。</p> <p>令和4年4月の時間外在校等時間記録は、事務連絡に基づき差し替えを行ったものであり、その理由及び経緯については事務連絡に記載されていることから、三重県教育委員会公文書管理規程に基づき適切に対応してまいります。</p> <p>以上のことから、本請願は不採択といたしたい。</p>

2023年4月21日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

三重県教育委員会公文書管理規程を踏まえた時間外在校等時間記録の管理を求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

三重県立学校教員の時間外在校等時間記録について、客観的な正確性の観点から書き換えや差し替えの必要性が生じた場合、三重県教育委員会公文書管理規程(三重県教育委員会訓令第4号)第41条を踏まえ、書き換え又は差し替えを行う理由及びその経緯を当該公文書に明確に記載することを求めます。

2 請願の理由

当組合は2022年4月度の県立学校全校の時間外在校等時間記録について、同年5月14日付けで情報公開請求を行いました。また、当組合の外部の方が同年7月18日付けで、同じ内容の文書の情報公開請求を行っていますが、その内容は当組合が開示請求したものと記載内容が大幅に異なっているばかりか、書き換えが行われた理由や経緯についての記載が一切ありませんでした。さらに、当組合が情報公開請求で入手した記録(書き換え前の記録)は不存在とされたということでした。

三重県教育委員会公文書管理規程(三重県教育委員会訓令第4号)第41条では、客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった公文書を書き換えたり、差し替えたりすること自体は認められていますが、それを行う場合、書き換え又は差し替えを行う理由及びその経緯を当該公文書に明確に記載しなければならないと定められています。

本件について、三重県教育委員会としては文部科学省に確認をとった上で、公文書の取り扱いが問題がないと判断したという旨をお聞かせいただきました。「三重県立学校過重労働対策報告システム」上の「タイムカード」記録さえあればよいというご判断であるとのことですが、当組合は文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課・教育公務員係に、「時間外在校等時間の記録は公文書なので、各自治体の条例・規則に基づいて管理することが必要である。それは正しく書き換える場合も同様である。」ということを確認しており、やはり問題ある取扱いが行われたと考えています。

時間外在校等時間は出勤から退勤までの時間から休憩や自己研鑽の時間を差し引いて算出されるものであり、法定上限が定められているものです。タイムカードに記録された単なる出退勤時間ではありません。「三重県立学校過重労働対策報告システム」上の「自己申告」欄に記載されているのが時間外在校等時間であるわけですが、それがあるときには必要な記録だから保存が必要だと判断され、また別のあるときには必要な記録ではないから書き換えや破棄は問題がないと判断されるのでは整合性がないということもできます。

公文書として確定する前の、作成段階での修正ならば特段の手続きや修正履歴を残す必要はありませんが、公文書として確定したものが、何か月も遡って、いくらでも書き換えることが可能であり、修正履歴を残さなくても良いのであれば、教員の過労死事案が発生した際に、時間外在校等時間記録を書き換え、深刻な過重労働の実態がなかったかのように偽装することもできるようになってしまいます。不正を防止する観点からも、本請願をご採択いただきたく思います。

請願 17

教職員課長に対する懲戒処分を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和6年1月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

請 願 文 書 表

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育委員会の意見
請 17	令和4年12月7日	<p>(件名) 教職員課長に対する懲戒処分を求め る請願書</p> <p>(要旨) 三重県教育委員会 事務局・教職員課長 に対する懲戒処分 を求めらる。</p>	<p>みえ教育ネット ワーク教職員ユ ニオン委員長 大原 教子 三重県津市寿町 7-50</p>	<p>本請願では、職員に対する懲戒処分が求められて いるが、職員に対する懲戒処分については、職員懲 戒審査取扱要綱で定める手続きにより行われるもの である。 以上のことから、本請願は不採択といたしたい。</p>

2022年12月7日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

教職員課長に対する懲戒処分を求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

三重県教育委員会事務局・野口慎次教職員課長に対する懲戒処分を求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

当組合は今年4年度の県立学校全校の時間外在校等時間記録について、5月14日付けで情報公開請求を行いました。また、当組合の外部の方が7月18日付けで、同じ内容の文書の開示請求を行っていますが、その内容は当組合が開示請求したものと記載内容が大幅に異なっているばかりか、書き換えが行われた理由や経緯についての記載が一切ありませんでした。三重県教育委員会公文書管理規程(三重県教育委員会訓令第4号)第41条では、客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった公文書を書き換えたり、差し替えたりすること自体は認められていますが、それを行う場合、書き換え又は差し替えを行う理由及びその経緯を当該公文書に明確に記載しなければならないと定められています。規程に反した公文書が開示された背景には野口慎次教職員課長の働きかけがあったということが、当組合が7月11日付けで行った住民監査請求の結果などから判明しています。以下に本件に関する経緯を示します。

当組合は教職員の過重労働の実態を調べる目的で今年4年度の県立学校全校の時間外在校等時間記録について情報公開請求を行いました。しかし、当組合は開示された資料を見て、記載されている内容が事実と反するのではないかと考えました。そこで、時間外在校等時間記録が「0時間」であると記載されている教職員を主たる対象として、週休日等の部活動指導の実績があるのではないかと、特殊勤務手当の支給実績の開示請求を6月8日付けで行いました。その後、6月21日付けで県立学校各校で管理職が口頭やデスクネット回覧レポートを用いて、教職員に対し、今年4月度・5月度の時間外在校等時間を遡って修正するように指示を行いました。このことに関して、当組合が行った住民監査請求の結果、通知文書(令和4年9月6日、監査第33号)には、教職員課長が全県立学校長に対し、時間外在校等時間の確認を行うとともに、時間外在校等時間数の修正が必要な教職員について修正作業を行うように依頼していたことが記されています。したがって、県立学校長が教職員に対して行った指示は野口慎次教職員課長からの指示に基づくものであるということができます。

野口教職員課長は、公文書管理が適正に扱われないということを見越すことのできない県立学校長や教職員に公文書変造を実行させた上で、本来記載しなければならない、書き換えを行う理由及びその経緯を、書き換え後の文書に記載しませんでした。このことから、野口教職員課長は、適法な業務であると装って校長および教職員を欺き、間接正犯として有印公文書変造を行った(刑法(明治40年法律第45号)第155条第2項違反)と考えられます。また、公文書の変造は三重県教育委員会の定める懲戒処分の指針でも定められている事柄です。

11月30日に当組合との団体交渉の中で、本件について文部科学省に確認をとった結果、三重県教育

委員会の公文書の取り扱いには問題がないと判断したという旨をお聞かせいただきました。そこで当組合としても本件について、12月5日に文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課・教育公務員係に問い合わせを行いました。その結果、次のことを確認しました。

- 時間外在校等時間のことで、今年9～10月(※)に三重県教育委員会から教育公務員係に問い合わせを受けた記録はない。(記録し損ねることはないわけではないが、通常は記録するものである)
- 三重県教育委員会から初等中等教育局財務課に問い合わせがあった可能性はあるが、時間外在校等時間に関する問い合わせは通常は教育公務員係に引き継がれるべき内容である。
- 時間外在校等時間の記録は公文書なので、各自自治体の条例・規則に基づいて管理することが必要である。それは正しく書き換える場合も同様である。

(※) 三重県教育委員会から文部科学省に問い合わせを行った結果、「時間外在校等時間の記録のあり方について問題がないという主旨の回答を得た」と三重県教育委員会が回答したということを当組合が報道機関に確認したのが10月初旬のことです。

公文書として確定する前の、作成段階での修正ならば特段の手続きがなくても行われることがあると思います。そのことについて修正履歴を残す必要は当然ありません。しかし、公文書として確定したものが、何か月も遡っていくらでも書き換えすることが可能であり、修正履歴を残さなくても良いとなるわけがありません。文部科学省の見解のように、三重県教育委員会公文書管理規程に基づいた公文書の取り扱いが行われなければならない、この規程に従う必要がないという恣意的な判断は許されません。

以上の理由から、三重県教育委員会事務局・野口慎次教職員課長に対する懲戒処分を求めます。

〈添付資料〉

別紙1 教職員課長に対する懲戒処分を求める請願書・補足資料

別紙2 住民監査請求の結果通知文書(令和4年9月5日、監査第33号)

別紙3 県立高校・時間外在校等時間記録の書き換えの割合等について(津警察署提出資料)

※本請願は行政上の責任を求めるものですが、刑事上の責任が発生する事案でもと考えます。当組合を含めた今年4月度の時間外在校等時間記録の開示請求者2者が協力し、8月17日付けで津警察署に刑事告発を行っています。本資料は、その際に津警察署に提出した、県立高校における時間外在校等時間の書き換えの割合等についてのものです。

教職員課長に対する懲戒処分を求める請願書・補足資料

当組合が時間外在校等時間の開示請求を行った結果、県立学校管理職が監査が入ることを恐れて慌てていたという報告が当組合には寄せられています。野口教職員課長による時間外在校等時間の修正指示は監査委員からの追及を逃れる意図があったと推察することができます。

公文書の取り扱いが適正に行われなければならないのは当然のことです。公文書に行政にとって都合の悪い文言が記されていた際、「修正」を理由に後からいくらでも恣意的な書き換えや削除、文書破棄ができるとなれば、問題があるのは明白です。今回の時間外在校等時間記録の修正は労働法の観点からは良いと判断される可能性があるのかもしれませんが、少なくとも情報公開の観点からは、国民の知る権利を侵害しているという点で問題があり、行政上の責任が大いに問われる事案であると考えます。

なお、当該事案に関して、書き換え前の時間外在校等時間記録を情報公開請求しても、文書不存在による不開示決定がされています。書き換え前の記録が破棄され、修正した理由や経緯さえも載せられていない文書が情報公開の結果出てくるわけですから、通常、開示請求者は渡された文書が書き換えられたものであると気づくことができません。これでは、たとえば教職員の過労死事案が発生した際、時間外在校等時間数を書き換えて少なく見せるといった悪用がされても、そのことを開示請求者が知ることはできません。本件の公文書の取扱いのあり方はあらゆる点で問題があるといえます。

時間外在校等時間記録に限ったことではありませんが、「誰が」「いつ」情報公開請求するかによって、開示される文書が異なるということがあってはなりません。公文書の管理や情報公開が適正に行われるようにしていただきたいということも併せて述べさせていただきたいと思います。

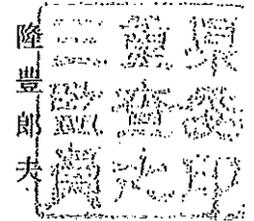
監査第 33 号

令和 4 年 9 月 5 日

みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

大原 敦子 様

三重県監査委員 伊 藤
 三重県監査委員 東 耕 太
 三重県監査委員 廣 耕 太
 三重県監査委員 内 田 典



住民監査請求について

令和 4 年 7 月 11 日に提出された住民監査請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件を充たさず、下記のとおり却下します。

記

第 1 監査の請求等

1 監査請求の趣旨

令和 4 年 7 月 11 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の趣旨について、次のとおり理解した。

- (1) 三重県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、三重県立高等学校教職員 23 名（以下「当該教職員」という。）に対して、令和 4 年 4 月分の週休日等の部活動指導に係る教員特殊業務手当（以下「当該教員特殊業務手当」という。）の支給を行っている。
- (2) しかしながら、週休日等の部活動指導の時間は、在校等時間として計上すべきであるが、当該教職員の週休日等における在校等時間記録と当該教員特殊業務手当の申請に係る部活動指導時間とが一致していない。
- (3) よって、県教育委員会に対し、部活動指導の実績がないにも関わらず、当該教員特殊業務手当が支給されている場合、当該教員特殊業務手当の返還その他必要な措置を講じることを求める。

2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第 242 条所定の要件を形式的に具備していると認められたことから、令和 4 年 7 月 25 日に受理することを決定した。

第 2 事実関係に関する調査

1 事実関係に関する調査実施

令和 4 年 8 月 3 日及び同月 10 日、三重県教育委員会事務局福利・給与課及び教職員課の事実調査を実施した。

2 事実関係に関する調査結果

(1) 請求人から提出された事実証明書の内容

請求人は、本件請求において、当該教職員の在校等時間記録と当該教員特殊業務手当の申請に係る部活動指導時間とが一致していないとの主張を証する書面として、「三重県立学校過重労働対策報告システム」（2022年4月度、三重県立高等学校上記18校分）（以下「添付資料1」という。）及び「日額特殊勤務」（2022年4月度、三重県立高等学校教職員上記23名分）（以下「添付資料2」という。）を添付している。添付資料1において、在校等時間数を示す「当月時間外」欄の時間数について、当該教職員23名のうち22名が0時間0分、1名が当該教員特殊業務手当の支給対象となる時間より少ない時間数である14時間0分になっていた。

(2) 事実関係の調査時点で確認した内容

請求人から提出された添付資料1及び添付資料2について確認したところ、その内容は、次のとおりであった。

ア 添付資料1関係

請求人が、当該教職員の在校等時間記録と当該教員特殊業務手当の申請に係る部活動指導時間とが一致していないと主張する当該教職員の令和4年4月の在校等時間について、三重県立学校過重労働対策報告システムを調査したところ、6月末時点で修正されており、本件請求の時点で当該教職員の当該教員特殊業務手当の支給対象となる時間を上回る在校等時間が入力されていた。

イ 添付資料2関係

当該教職員に係る令和4年4月の当該教員特殊業務手当の申請実績について、総務事務システムを調査したところ、当該教職員のうち1名を除いて、請求人から提出された添付資料2と同様の内容であった。なお、相違があった1名の教職員については、手当額、従事内容及び従事時間には修正はなく、従事月日が修正されていた。

(3) 事実関係の調査時点で在校等時間が変更された経緯

添付資料1から上記(2)アで確認した在校等時間が修正されていたことについて、三重県教育委員会事務局に確認したところ、令和4年6月において、三重県教育委員会事務局教職員課長から全ての県立学校長に対して、在校等時間の確認を行うとともに、在校等時間数の修正が必要な教職員について修正作業を行うように依頼していた。その結果、三重県立学校過重労働対策報告システムの在校等時間数が修正されていた。

第3 結論

上記のとおり、三重県立学校過重労働対策報告システムにおいて、本件請求の時点で当該教職員の当該教員特殊業務手当の支給対象となる時間を上回る在校等時間を確認できたことから、請求人から提出された添付資料1の事実証明書は、当該教職員の在校等時間記録と当該教員特殊業務手当の申請に係る部活動指導時間とが一致していないとする請求人の主張を証する書面とは認められない。

以上のことから、第2の調査の過程で地方自治法第242条第1項の要件を充たさないことが明らかになったことから、本件請求を却下するものとする。

第4 付言

監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回、請求人から本件請求が提出された主たる要因は、請求人が入手した時点における添付資料1において、在校等時間数を示す「当月時間外」欄の時間数について、当該教員23名のうち22名が0時間0分、1名が14時間0分と、当該教員特殊業務手当の支給対象となる時間より少ない時間数になっていたことによる。

教職員の在校等時間については、できる限り客観的な方法により計測することが求められており、県教育委員会では、三重県立学校過重労働対策報告システムを活用して在校等時間を管理する運用となっているが、令和4年4月分の在校等時間数については、適切な運用等がなされていなかったと言わざるを得ない。

三重県立学校過重労働対策報告システムの適切な運用等による在校等時間数の正確な把握は、教職員の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために必要不可欠なものである。

今後、三重県立学校における在校等時間の上限等に関する方針（令和4年3月策定）等の趣旨を踏まえ、県立学校長及び教職員に対し、在校等時間を正確に把握するため、三重県立学校過重労働対策報告システムの適切な運用等について徹底を図られたい。



証拠資料1と証拠資料3の相違箇所

学校名	変更のあった職員数(A)	全職員数(B)	A/B×100 (小数第2位四捨五入)	新版で加わった職員	新版でいなくなった職員
1 桑名	36	76	47.4		
2 桑名定時	1	10	10		
3 桑名西	33	58	56.9		
4 桑名工業	19	59	32.2		
5 桑名北	15	50	30		
6 いなべ総合学園	21	73	28.8		
7 四日市	4	63	6.3		
8 四日市南	16	65	24.6	村野玉紀	
9 四日市西	23	62	37.1		
10 四日市四郷	22	45	48.9		寺尾さつき
11 四日市農芸	14	69	20.3		
12 四日市工業	23	91	25.3	中村憲真 (m625488)	柴田祐希・中村憲真 (m227624)
13 四日市工業定時	6	25	24		
14 四日市中央工業	20	64	31.3		
15 四日市工業	13	58	22.4	成瀬寿之・岩間俊之	
16 北星	2	46	4.3		
17 北星通信	0	22	0		
18 菟野	23	43	53.5		
19 神戸	22	66	33.3		
20 白子	23	54	42.6		
21 石薬師	10	37	27		
22 朝明	23	47	48.9		
23 桶生	27	52	51.9	藤川玲子	
24 坂野	3	46	6.5		
25 坂野定時	0	17	0		
26 亀山	17	54	31.5		
27 川越	27	65	41.5		
28 津	27	64	42.2		
29 津西	37	73	50.7		
30 津東	30	69	43.5		
31 津工業	34	72	47.2		
32 津商業	23	62	37.1		
33 みえ夢学園	2	46	4.3		
34 久居	27	55	49.1		
35 久居農林	32	72	44.4	宮原伸代・三松正	
36 白山	16	35	45.7		
37 松阪	29	66	43.9		
38 松阪通信	0	18	0		
39 松阪工業	28	66	42.4	助田義紀	
40 松阪工業定時	0	10	0		
41 松阪商業	20	56	35.7		
42 坂南	10	31	32.3		
43 相可	15	58	25.9		
44 那学園	19	39	48.7		
45 宇治山田	17	49	34.7		
46 伊勢	16	59	27.1		
47 伊勢工業	20	55	36.4		
48 宇治山田商業	11	47	23.4	中村真一	

	学校名	変更のあった職員数(A)	全職員数(B)	A/B×100(小数第2位四捨五入)	新版で加わった職員	新版でなくなった職員
49	伊勢まなび	1	45	2.2	菊本典夫・森下竜志	
50	明野	10	54	18.5		
51	南伊勢	7	18	38.9		
52	南伊勢産会	7	21	33.3		
53	烏羽	10	33	30.3		
54	志摩	8	29	27.6		
55	水産	19	61	31.1		
56	上野	16	59	27.1		
57	上野定時	1	9	11.1		
58	伊賀白鳳	42	94	44.7	福嶋祐之	
59	あけぼの学園	5	30	16.7		
60	名張育輝	18	60	30		
61	名張	5	51	9.8		
62	名張定時	0	9	0		
63	尾鷲	27	57	47.4		檜作順子
64	尾鷲定時	0	8	0		
65	木本	13	40	32.5		
66	木本定時	2	9	22.2		
67	紀南	13	30	43.3		前川真由美
	合計	1060	3236	32.8		

<表の見方>

- 1 証拠資料1と証拠資料3の「当月時間外」の欄を比較し、記載内容に相違のあった職員の数を「変更のあった職員数」としました。ほとんどのものは時間が増加していましたが、まれに、時間が減少しているものもありました。
- 2 「全職員数」は、証拠資料1と証拠資料3の両方に掲載されている職員の数です。
- 3 「新版で加わった職員」は証拠資料3のみに掲載されている職員です。
- 4 「新版でなくなった職員」は証拠資料1のみに掲載されている職員です。
- 5 盲学校・聾学校・特別支援学校においても相違が見られましたが、その他の県立学校と比べると顕著にその割合や程度が低かったため、ここには掲載しませんでした。

議案第39号

三重県指定文化財の指定について

三重県指定文化財の指定について、別紙のとおり提案する。

令和6年1月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

三重県指定文化財の指定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第14号、三重県文化財保護条例第5条第1項、及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

(別 紙)

新たに指定する三重県指定有形文化財（案）

種 別	有形文化財 建造物
名 称	<small>じょうろくじ ごりんとう</small> 丈六寺の五輪塔
員 数	1基
所 在 地	名張市赤目町丈六 529 番地
所 有 者	宗教法人 丈六寺

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（昭和31年6月30日法律第162号）

最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

14 文化財の保護に関すること。

三重県文化財保護条例（抜粋）

昭和32年12月28日三重県条例第72号

最終改正 令和2年3月24日三重県条例第35号

第2章 三重県指定有形文化財

（指定）

第5条 教育委員会は、県の区域内にある有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを三重県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める三重県文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を三重県教育委員会公報（以下「公報」という。）で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者等に通知してする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による公報の告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

三重県教育委員会権限委任規則（抜粋）

昭和31年10月15日三重県教育委員会規則第14号

最新改正 平成27年3月27日三重県教育委員会規則第4号

第1条 三重県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事務を除き、教育長に委任する。

11 文化財の指定及び解除をすること。

有形文化財 建造物

じょうろくじ ごりんとう 丈六寺の五輪塔

員 数：1基

所 在 地：名張市赤目町丈六 529 番地

所 有 者：宗教法人 丈六寺

所有者住所：名張市赤目町丈六 529 番地

推 薦 市 町：名張市

市町指定日：昭和 37 年 4 月 6 日

構造形式・大きさ：石造・総高 217.5cm、最大幅 77.0cm

年 代：鎌倉時代後期

《文化財の概要》

丈六寺は、宇陀川右岸の名張市赤目町丈六に所在する真言宗東寺派の寺院である。五輪塔は境内南東の地藏堂の隣に位置する。材質は花崗岩で、大きさは高さ 217.5cm、最大幅 77.0cm。地輪に「正應三年卯月三月造立之」の銘を有する。四面各部に^{ごだいしゅじ}五大種子が薬研彫りされる。当初の台座や基壇の有無は不明であるが、令和 3～4 年の修理前は切石組基壇の上に建てられており、現在は復元された^{かえりばねざ}反花座の上に建つ。

地輪は水平方向に比べて垂直方向が短い断面長方形の立方体で、上面に勾配はなく平坦である。南東面下部に断面台形（上辺 8.5cm、下辺 13.6cm、高さ 6.2cm）の納骨穴が空けられる。北東面下部には幅 7～10cm 程度の矢穴が 3 か所ある。水輪は上半に最大径がある。火輪の軒は厚めで、緩やかな隅反りを呈する。空風輪は一体で、風輪は皿形、空輪は宝珠形である。

修理前の各部材は残存状況の良い部分が正面にくるよう配されていたが、修理後に五大種子に符合するよう向きを修正し再配置された。欠損箇所は北東面と南東面の隅で、寺伝によると天正伊賀の乱の際に建物が焼失倒壊し、五輪塔の角を打ち欠いたとされている。

《材質》

本塔に用いられている石材は含ザク石細～中粒黒雲母花崗岩である。周辺にあるザク石を含む花崗岩の産出地は、南河内花崗岩、巻向山花崗岩、阿保花崗岩がある。とくに奈良県と三重県にわたる阿保花崗岩は奈良市東部の大慈仙町から三重県名張盆地、伊賀市（旧上野市、旧青山町）などから産出する。本塔の石材はこれらの内から産出したものを使用したと考えられる。

《形状・形態について》

形状：本塔は地輪が低く、水輪は幅が広い。とくに火輪の軒厚が薄いのが特徴である。空輪は大きく、最大径はやや下方にあり、大和の石造物と類似する。

地輪東面の下端には矢穴痕が残る。粗割に用いたU字状の矢穴で、制作当初のものと考えられる。寸法は7尺塔で計画したと考えられる。

形態：本塔は、近い時期に造立された京都市安楽寿院の弘安10(1287)年五輪塔、奈良市西大寺奥ノ院の正応3(1290)年五輪塔(叡尊塔)、奈良市西方院の正応5(1292)年五輪塔(證玄塔)と比べて火輪の軒厚が薄い。

鎌倉時代後期の和歌山県大和にある五輪塔の特徴は地輪がやや高く、水輪は時期が下るにつれ下端幅が狭くなる。地輪・水輪・火輪の最大幅の変化が少なく、火輪の軒厚は厚く、重厚である。空輪の最大径が下方にあり、本塔にも大和で造立された石造物の特徴はみられるが、火輪の軒厚が薄いため一般にいわれる大和の五輪塔とは異なって見える。

ただし、西大寺が関わり同じ頃に造立されたとされる大阪府羽曳野市西琳寺の五輪塔(高屋室生院五輪塔)のように火輪の軒厚が薄いものもある。このように、大和の工人にも複数の形態、系譜があったと考えられる。

また、火輪の軒厚が薄く形態が似たものに神奈川県箱根町元箱根の永仁3(1295)年五輪塔(虎御前塔)がある。この五輪塔は、忍性と関わりのある永仁4(1296)年宝篋印塔(多田満仲塔)や元箱根石仏群を整備した、大蔵安氏等大和の石工による制作と思われる。

《種子・銘文》

各面、各部位に五大種子(五輪塔四方の梵字)の四転を薬研彫りする。銘文は地輪北面、種子の左右に1行ずつ、計12文字を陰刻する。

正応二二年

アク

卯月三日造立之

種子は比較的小さいが、文字の形態は古様である。

五大種子の四転が薬研彫りされているのは、三重県では津市賢明寺の弘安8(1285)年石造板五輪塔に次ぐ事例である。五大種子の四転は覚鑿の撰述した「五輪九字明秘密釈」の中に見られる。「ア・バン・ラン・カン・ケン」五大種子を示すために空点を取り除き、これを四転にしたと考えられる。

《納骨穴》

五輪塔の納骨穴は13世紀後半には出現するが、規模は小さい。本塔の納骨穴の規模は他の13世紀後半の事例と比較し大きいことから後世に空けられた可能性が高いと考えられる。

《修理》

名張市指定文化財の修復事業として、令和3年10月3日から令和4年4月11日にかけて欠損部分の修復工事が実施された。修理工事により現状の変更が行われたのは以下の

とおりである。

1. 火輪欠損部分の切断、切断面にドリルで2箇所の穿孔、ステンレスボルト2本による固定、新材の接合

2. 水輪欠損部分の切断、切断面にドリルで2箇所の穿孔、ステンレスボルト2本による固定、新材の接合

3. 水輪上面ホゾの除去、ホゾ除去箇所にボーリングによる穿孔、新材ホゾの挿入、ステンレスボルトによる固定

4. 地輪欠損部分の切断、切断面にドリルで2箇所の穿孔、ステンレスボルト2本による固定、新材の接合

修復に先立ち、専門家による調査が実施され、拓本・写真撮影（オルソ画像作成）により記録保存がなされた。補填に用いた石材は奈良県山添村近辺で採掘された花崗岩（奈良石）が用いられた。補填の方法は、破断面を平滑にし石粉を混ぜたエポキシ系接着剤で補填材が接合された。補填材の表面は鎌倉時代と同じ道具（無垢ノミ）を用いて加工された。

今回の修理においては、火輪・水輪・地輪で建立当初からの部材の一部が切除されたが、新材は周辺で採取された同質同材を使用し、表面は鎌倉時代と同様の道具により加工がなされる等の配慮が見られる。また、水輪上部のホゾを新材に置換するなど、欠損部の修復に留まらず、地震による倒壊を防ぐ耐震工事も兼ねた。

本修理は①欠損部分の除去及び同質同材への置換、②外観に影響を与えない箇所の補強による耐震化等、木造の文化財建造物の修理に準拠して行われた。

しかし石造物の修復工事については、これまでに事例が少なく、工法等については、さらなる調査・研究が必要であり、今後の課題である。

なお、本修理により新たに製作された反花座については、指定の対象外とする。

《三重県内での位置づけと評価》

本塔の製作年代は地輪にある、正応4（1291）年の紀年銘および形態的特徴から鎌倉時代後期と特定でき、有銘資料としては、伊賀地域で最古の石造五輪塔である。紀年銘を有するものでは、三重県内でも津市賢明寺の石造板五輪塔（県指定）の弘安8（1285）年に次いで2番目に古い。また、表面に梵字を刻むものも中世の大型五輪塔の中では伊賀地域で唯一の事例である。（大龍寺の五輪塔（伊賀市上友生 市指定）は近世に追刻）県内で13世紀後半の五輪塔で五大種子を配置するものは、津市賢明寺の石造板五輪塔（県指定）や度会町蓮華寺の五輪塔（無指定）があげられる。鎌倉時代から南北朝時代にかけての伊賀地方で矢穴を持つ石材は県指定有形文化財（考古資料）「石造板碑」（伊賀市白樫）や伊賀市川合の石造板碑（無指定）など例が少なく、石材加工の歴史を考えるうえでも貴重な資料と言える。

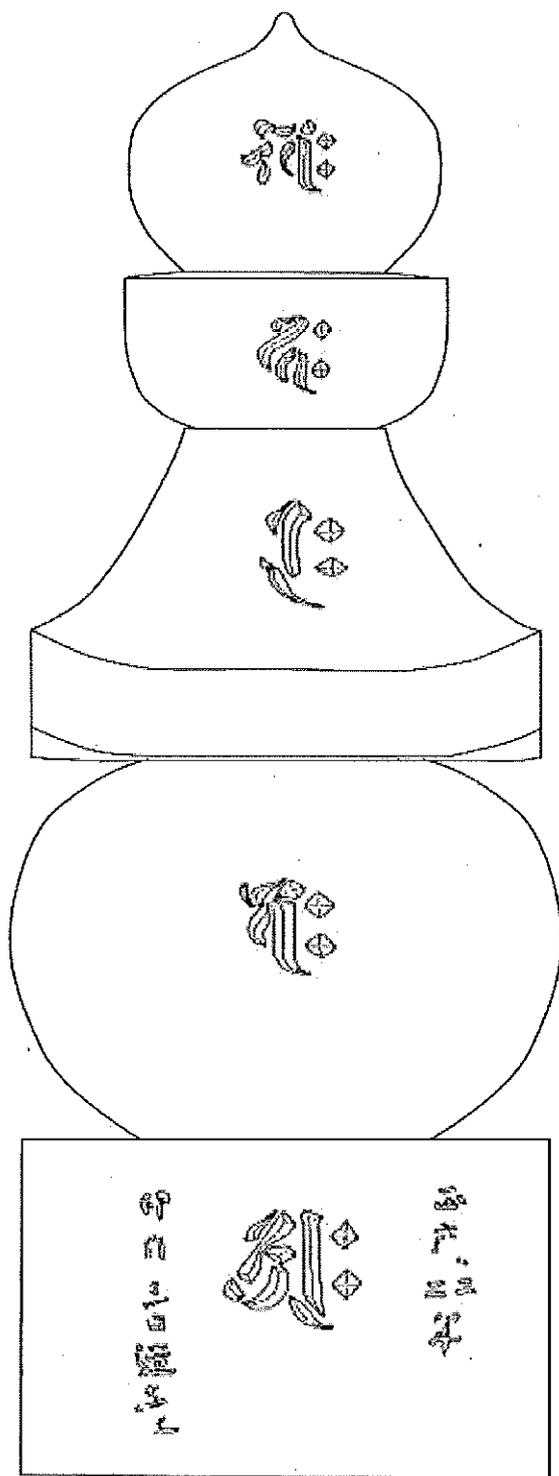
当該資料の評価は、中世の五輪塔の中で県内有数の大きさであること、13世紀末の紀年銘を有し県内最古級であること、五大種子を配すること、欠損はあるが当初部材が残存していること、鎌倉時代末の石造建造物の様式・製作技法を現在に伝えていることである。

本体を切削するなど保存修理の方法は今後の課題を残すが、本塔は周辺で造立された西大寺系五輪塔と異なる五大種子の四転が刻まれ、鎌倉時代後期はじめの紀年銘が残る優れた五輪塔であり、当該地域の地域史においても重要な作と考えられる。

以上のことから、当資料は学術的・地域的な価値が高く、県の有形文化財として指定するのに対応しいと判断する。

参考文献

- ・伊賀市（編）『伊賀市史』第一巻通史編古代中世（2011年）
- ・丈六寺（編）『よみがえる文化財 丈六寺五輪塔』（2022年）
- ・中貞夫『名張市史』（1971年）



丈六寺の五輪塔 立面図（『伊賀市史』第一巻通史編古代中世（2011）より作成）



写真1. 東面

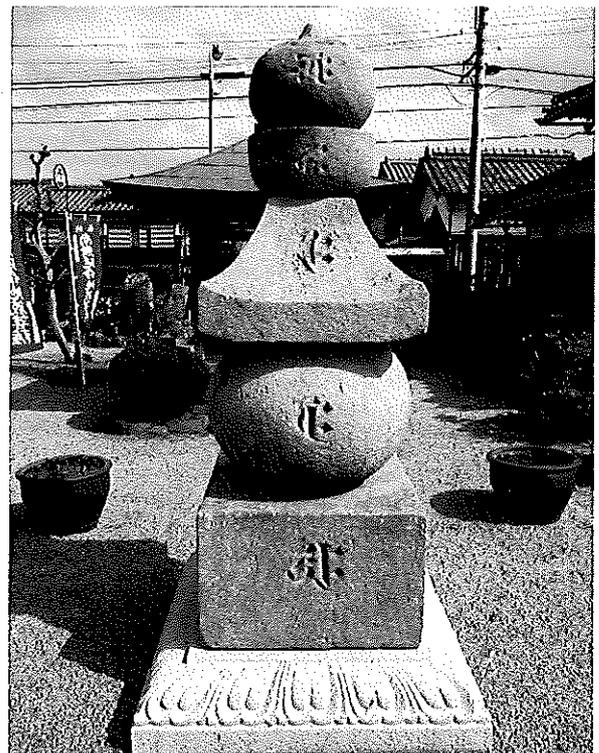


写真3. 北面



写真2. 南面



写真4. 西面



写真5. 地輪紀年銘 (北面)

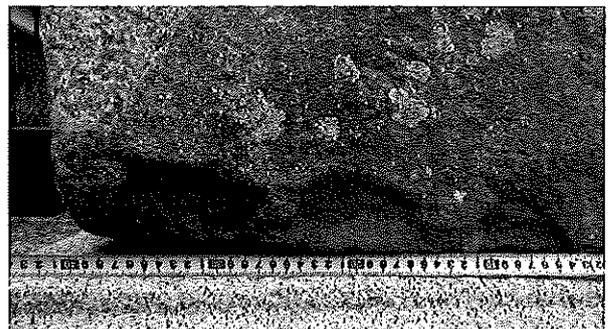


写真6. 地輪矢穴跡 (東面)

議案第40号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和6年1月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案
教育職員免許状に関する規則（昭和四十六年三十一日教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式から第五号様式までの規定中

校 長 印		受 付 印
		所 轄 庁

を削る。

第六号様式を次のように改める。

(表面)

履 歴 書

現住所	TEL ()				
フリガナ 名前	旧姓()	年 月 日生	本籍地	都 道 府 県	
1 所有免許状					
授与年月日	免許状の種類	教科又は 教育領域	番号	根拠規定	授与権者
. .					
. .					
. .					
. .					
. .					
. .					
2 学 歴					
在 学 年 間	学校名及び部科名	卒 修 中 退	国 公 立 私 立	何年制	在 学 年 数
. . ~ . .					
. . ~ . .					
. . ~ . .					
. . ~ . .					
. . ~ . .					
. . ~ . .					
3 賞罰、身上異動					
年 月 日	事 項				
. .					
. .					
. .					

(裏面)

4 職 歴					
年	月	日	勤 務 先	職 名	発令庁その他
・	・	から			
・	・	まで			
・	・	から			
・	・	まで			
・	・	から			
・	・	まで			
・	・	から			
・	・	まで			
・	・	から			
・	・	まで			
・	・	から			
・	・	まで			
・	・	から			
・	・	まで			
・	・	から			
・	・	まで			
・	・	から			
・	・	まで			
・	・	から			
・	・	まで			
・	・	から			
・	・	まで			

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項に規定する次の者に該当しないことを宣誓いたします。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

名 前 _____

年 月 日生

※日付、名前、生年月日は申請者が自署すること

第十田吹巻紙中

受 付 印	
所 轄 庁	

の蓋印。

第十田吹巻紙及び第十田吹巻紙の記載のものを認める。

教育職員免許状授与証明書発行申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所	TEL ()		
勤務校	本籍地	都道府県	
フリガナ	旧姓		
名前	生年月日	年 月 日	

下記の免許状の授与証明書を発行してください。

免許状種類					
教科又は教育領域					
授与番号					
授与年月日					
根拠規定					
必要枚数					

【以下教育委員会記入欄】

免許状の種別	旧免・新免・R4.7.1以後授与	免許状の 状態	有効	→発行可	
			休眠		
修了確認期限・有効期間満了の日			失効	→発行不可	
発行年月日	年 月 日	発行番号		— —	
収納日	年 月 日	決裁欄		校合	発 送 日
収納額	円				

教 委 第 号

教育職員免許状授与証明書

本 籍 地

氏 名

生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

免 許 状 種 類		
教科、事項又は領域		
免 許 状 番 号		
授 与 年 月 日		
授 与 権 者		
追 加 し た 領 域 及 び 追 加 年 月 日	領 域 名	追 加 年 月 日
根 拠 規 定		
備 考		

年 月 日

三重県教育委員会

第二十四号様紙中

受付印			
所 轄 庁		教	
		職 員 課	

を刻む。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式等様紙の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の教育職員免許状に関する規則により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 事務の簡素化及び電子申請・収納への対応のため、受付印等の押印廃止及び授与証明書申請様式の見直し等所要の改正を行う。
- (2) 刑法等の一部を改正する法律の施行により、教育職員免許法に規定する欠格事由のうち「禁錮以上の刑に処せられた者」が「拘禁刑以上の刑に処せられた者」に改められることに伴い、所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日

ただし、2（2）の改正規定は、令和7年6月1日
（刑法等の一部を改正する法律の施行日）

(参考資料) 改正様式 新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>第1号様式 (第9条関係) (規格A4)</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許状授与等申請書</p> <p style="text-align: center;">三重県教育委員会 宛て</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p>第1号様式 (第9条関係) (規格A4)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">校長印</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">受付印</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">所轄庁</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">所轄庁</td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>教育職員免許状授与等申請書</p> <p>三重県教育委員会 宛て</p> <p>年 月 日</p> </div> </div>	校長印	受付印	所轄庁	所轄庁														
校長印	受付印																		
所轄庁	所轄庁																		
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;"> <p>現住所 勤務先又は 勤務予定校</p> <p>フリガナ 名前 (楷書で正確に 記載すること)</p> <p>生年月日</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>本籍地 都道府県</p> <p>日生</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;"> <p>現住所 勤務先又は 勤務予定校</p> <p>フリガナ 名前 (楷書で正確に 記載すること)</p> <p>生年月日</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>本籍地 都道府県</p> <p>日生</p> </div> </div>																		
<p>次の教育職員免許状を授与等してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">免許状の種類</td> <td style="width: 50%;">教諭</td> <td style="width: 25%;">免許状</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">教諭</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">教科又は 教育領域</td> </tr> </table>	免許状の種類	教諭	免許状		教諭				教科又は 教育領域	<p>次の教育職員免許状を授与等してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">免許状の種類</td> <td style="width: 50%;">教諭</td> <td style="width: 25%;">免許状</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">教諭</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">教科又は 教育領域</td> </tr> </table>	免許状の種類	教諭	免許状		教諭				教科又は 教育領域
免許状の種類	教諭	免許状																	
	教諭																		
		教科又は 教育領域																	
免許状の種類	教諭	免許状																	
	教諭																		
		教科又は 教育領域																	

改正後

改正前

第2号様式（第9条関係）（規格A.4）

第2号様式（第9条関係）（規格A.4）

教育職員検定申請書

教育職員検定申請書

年 月 日

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

三重県教育委員会 宛て

現住所	
勤務先又は学校勤務先	
フリガナ	本籍地
名前 <small>楷書で正確に記載すること</small>	都道府県
生年月日	年 月 日生

次の教育職員免許状を教育職員検定のうえ授与してください。

免許状の種類 い記入するか一方のみ	教諭	免許状	教科又は教育領域
		助教諭免許状	

現住所	
勤務先又は学校勤務先	
フリガナ	本籍地
名前 <small>楷書で正確に記載すること</small>	都道府県
生年月日	年 月 日生

次の教育職員免許状を教育職員検定のうえ授与してください。

免許状の種類 い記入するか一方のみ	教諭	免許状	教科又は教育領域
		助教諭免許状	

改正後

第3号様式（第9条関係）（規格A4）

教育職員免許状交付申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所	
勤務先又は 勤務予定校	
フリガナ	本籍地
名前 <small>（楷書で正確に 記載すること）</small>	都道府県
生年月日	年 月 日生

次の教育職員免許状を教育職員免許状施行法第1条により交付してください。

免許状の種類	教諭	免許状	教科又は 教育領域
基礎免許状			教科又は 教育領域

改正前

第3号様式（第9条関係）（規格A4）

教育職員免許状交付申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所	
勤務先又は 勤務予定校	
フリガナ	本籍地
名前 <small>（楷書で正確に 記載すること）</small>	都道府県
生年月日	年 月 日生

次の教育職員免許状を教育職員免許状施行法第1条により交付してください。

免許状の種類	教諭	免許状	教科又は 教育領域
基礎免許状			教科又は 教育領域

校長印	受付印
所轄庁	

改正後

第4号様式(第9条関係)(規格A.4)

教育職員免許状書換申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所					
勤務先又は勤務予定校					
名前					年 月 日生

次の教育職員免許状を書換えてください。

異動前	本籍地	都道府県	フリガナ	名前	前
異動後	本籍地	都道府県	フリガナ	名前	前

免許状の種類	教科領域	又は	番号	授与年月日
			第 号	年 月 日
			第 号	年 月 日
			第 号	年 月 日
			第 号	年 月 日
			第 号	年 月 日

改正前

第4号様式(第9条関係)(規格A.4)

教育職員免許状書換申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

校長印	受付印
所 轄 庁	

現住所					
勤務先又は勤務予定校					
名前					年 月 日生

次の教育職員免許状を書換えてください。

異動前	本籍地	都道府県	フリガナ	名前	前
異動後	本籍地	都道府県	フリガナ	名前	前

免許状の種類	教科領域	又は	番号	授与年月日
			第 号	年 月 日
			第 号	年 月 日
			第 号	年 月 日
			第 号	年 月 日
			第 号	年 月 日

改正後

第5号様式（第9条関係）（規格A4）

教育職員免許状再交付申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所	
勤務先又は校 勤務予定校	
フリガナ	本籍地
名 前 〔姓で正確に 記載すること〕	都 道 府 県
生 年 月 日	年 月 日 生

次の教育職員免許状を破損（紛失）しましたので、再交付してください。

免許状 の種類	教諭	免許状	教科又は 教育課程
授 番 号	第	号	授与等 年月日

改正前

第5号様式（第9条関係）（規格A4）

教育職員免許状再交付申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

校長印	受付印
所 轄 庁	

現住所	
勤務先又は校 勤務予定校	
フリガナ	本籍地
名 前 〔姓で正確に 記載すること〕	都 道 府 県
生 年 月 日	年 月 日 生

次の教育職員免許状を破損（紛失）しましたので、再交付してください。

免許状 の種類	教諭	免許状	教科又は 教育課程
授 番 号	第	号	授与等 年月日

改正後	改正前
<p>第7号様式（第9条関係）（規格A4） 宣 警 書</p> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項に規定する次の者に該当しないことを宣誓いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 拘禁刑以上の刑に処せられた者 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>年 月 日</p> <p>名 前 _____ 年 月 日生 ※日付、名前、生年月日は申請書が直署すること</p>	<p>第7号様式（第9条関係）（規格A4） 宣 警 書</p> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項に規定する次の者に該当しないことを宣誓いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 禁錮以上の刑に処せられた者 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>年 月 日</p> <p>名 前 _____ 年 月 日生 ※日付、名前、生年月日は申請書が直署すること</p>

改正後

改正前

第15号様式 (第9条関係) (規格A4)

第15号様式 (第9条関係) (規格A4)

教育職員臨時免許状申請理由書

教育職員臨時免許状申請理由書

三重県教育委員会 宛て

三重県教育委員会 宛て

勤務予定校

勤務予定校

校長又は
市町教育委員会 印

校長又は
市町教育委員会 印

年 月 日

年 月 日

記

記

1 臨時免許状の種類・教科

1 臨時免許状の種類・教科

免許状の種類	助教諭免許状	教科(中高のみ) 又は 教育領域(特別支援学校のみ)
--------	--------	----------------------------------

免許状の種類	助教諭免許状	教科(中高のみ) 又は 教育領域(特別支援学校のみ)
--------	--------	----------------------------------

2 採用予定者の名前及び職名

2 採用予定者の名前及び職名

名前	年 月 日生
職名	

名前	年 月 日生
職名	

3 採用予定期間

3 採用予定期間

年 月 日から	年 月 日まで
---------	---------

年 月 日から	年 月 日まで
---------	---------

4 申請理由

4 申請理由

--

--

5 採用予定校の状況

5 採用予定校の状況

全学級数	全教員数	申請教科又は教育領域の内訳	
		教科又は教育領域	担当教員数
		全週時数	不足教員数

全学級数	全教員数	申請教科又は教育領域の内訳	
		教科又は教育領域	担当教員数
		全週時数	不足教員数

6 採用予定者の担任教科等

6 採用予定者の担任教科等

担任教科又は教育領域	学年	週時数	有する免許状
------------	----	-----	--------

担任教科又は教育領域	学年	週時数	有する免許状
------------	----	-----	--------

受付印	
所轄庁	

改正後

第20号様式 (第25条関係) (規格A.4)

三重県教育委員会 宛て

教育職員免許状授与証明書発行申請書

年 月 日

現住所	TEL ()		—
勤務校	本籍地	都道府県	
フリガナ	旧姓		
名前	前	生年月日	年 月 日

下記の免許状の授与証明書を発行してください。

免許状種類				
教科又は教育種別				
授与番号				
授与年月日				
規則規定				
必要枚数				

【以下教育委員会記入欄】

免許状の種類	旧免・新免・既.7.1以後授与	有効	発行可
修了確認期限・有効期間満了の日	免許状の 状態	休眠	発行不可
発行年月日	年月日	発行番号	—
取納日	年月日	決裁期	校舎
取納額	円		発 送 日

改正前

第20号様式 (第25条関係) (規格A.4)

三重県教育委員会 宛て

教育職員免許状授与証明書発行申請書

年 月 日

現住所	TEL ()		—
勤務校	本籍地	都道府県	
フリガナ	旧姓		
名前	前	旧 ()	使用 目的
生年月日	年月日		

下記の免許状の授与証明書を発行してください。

免許状種類				
教科又は教育種別				
授与番号	号	号	号	号
授与年月日	年	月	日	年
必要枚数				

【以下教育委員会記入欄】

発行番号	—	—	—
割印			
発行年月日	年	月	日
		決裁期	校舎
			発 送 日

改正後

第20号様式の2(第25条関係)(規格A4)

教育職員免許状授与証明書
教委第 号

本籍地名
氏名
生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

免許状種類	
教科、事項又は領域	
免許状番号	
授与年月日	
授与権者	
追加した領域及び追加年月日	領域名 追加年月日
根拠規定	
備考	

年 月 日

三重県教育委員会

改正前

第20号様式の2(第25条関係)(規格A4)

教育職員免許状授与証明書
教委第 号

本籍地名
氏名
生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

免許状種類	
教科、事項又は領域	
免許状番号	
授与年月日	
授与権者	
追加した領域及び追加年月日	領域名 追加年月日
根拠規定	
備考	

年 月 日

三重県教育委員会

改正後

第24号様式(第2.9条関係)(規格A4)

特別非常勤講師届出書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

任命権者又は
学校長名 印

教育職員免許法第8条の2第2項の規定により、次の者を講師(非常勤)に充てることを届け出ます。

記

設置者及び学校名					
名	前				
生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳		
教 科 又 は	は	年 齢	担 当		
ク ラ ブ 活 動 等	等		週 時 数		
教授又は実習を担任しようとする事項の内容					
教授又は実習を担任しようとする期間	年 月 日	年 月 日			
教授又は実習を担任させる理由					
人物に関する所見					
特技・資格					

改正前

第24号様式(第2.9条関係)(規格A4)

特別非常勤講師届出書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

任命権者又は
学校長名 印

教育職員免許法第8条の2第2項の規定により、次の者を講師(非常勤)に充てることを届け出ます。

記

設置者及び学校名					
名	前				
生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳		
教 科 又 は	は	年 齢	担 当		
ク ラ ブ 活 動 等	等		週 時 数		
教授又は実習を担任しようとする事項の内容					
教授又は実習を担任しようとする期間	年 月 日	年 月 日			
教授又は実習を担任させる理由					
人物に関する所見					
特技・資格					

受付印	
所 轄 庁	教 職 員 課

議案第41号

紀南地域新高等学校の設置及び校名について

紀南地域新高等学校の設置及び校名について、別紙のとおり提案する。

令和6年1月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

紀南地域新高等学校の設置及び校名については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号並びに三重県教育委員会権限委任規則第1条第7号及び第20号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 紀南地域新高等学校（仮称）の設置について

1 設置理由

県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、木本高等学校と紀南高等学校を統合し、新たに熊野市、南牟婁郡御浜町に校舎制の紀南地域新高等学校（仮称）を令和7年4月1日に設置する。

2 設置概要

校舎名	位 置	設置課程
木本校舎	熊野市木本町 1101-4 (現行の三重県立木本高等学校に同じ)	全日制 定時制
紀南校舎	南牟婁郡御浜町阿田和 1960 (現行の三重県立紀南高等学校に同じ)	全日制

2 紀南地域新高等学校（仮称）の校名について

紀南地域新高等学校校名選定委員会から提案のあった校名候補3案から、1案を選定する。

1 経緯

- (1) 令和5年9月21日に第1回紀南地域新高等学校校名選定委員会（山田康彦委員長他16名、以下「校名選定委員会」という）を開催し、校名の募集要項を策定しました。また、こども基本法の趣旨をふまえ、子どもの意見を聴取するため、紀南地域の児童生徒による投票を実施することとしました。
- (2) 10月7日から11月2日まで校名を公募し、728件362種類の応募がありました。
- (3) 11月13日に第2回校名選定委員会を開催し、応募のあった校名案から児童生徒による投票のための校名候補11案を選定しました。
- (4) 11月27日から12月1日までの期間に、児童生徒による投票を実施しました。【資料1】
- (5) 12月18日に第3回校名選定委員会を開催し、県教育委員会に提案する校名候補3案を選定しました。【資料2・3】

2 校名候補（50音順）

- ・ 三重県立 ^{くまの}熊野 高等学校

<選定理由>

世界遺産の熊野古道や熊野灘など、素晴らしい歴史と自然があり、全国的にも名が知られている「熊野」に親しみと誇りを持ってほしいという願いが込められている。

- ・ 三重県立 ^{くまのせいらん}熊野青藍 高等学校

<選定理由>

「青は藍より出でて藍より青し」のように、青い海に面した学び舎で、輝く「青春」を送り、故郷の誇りである熊野の海よりも広く大きな心を持つ「青年」に成長してほしいという願いが込められている。

- ・ 三重県立 ^{しちりみはま}七里御浜 高等学校

<選定理由>

熊野市、御浜町、紀宝町にまたがる「七里御浜」は、両校舎のつながりを感じさせる。果てしなく広がる雄大な景色を臨むこの地で、未来に希望を抱いてほしいという願いが込められている。

※ 選定理由は、応募者が記入した理由をもとにしています。

児童生徒による投票の結果

1 実施期間

令和5年11月27日から令和5年12月1日まで

2 対象児童生徒

- ・熊野市、御浜町、紀宝町の公立小学校（4年生以上）
- ・熊野市、御浜町、紀宝町の公立中学校（全学年）
- ・木本高等学校および紀南高等学校（全学年）
- ・特別支援学校東紀州くろしお学園（本校：小学部4年生以上の全学年）

約2,200名

3 投票結果

順位	校名候補	得票数	得票率
1	三重県立熊野青藍高等学校 <small>くまのせいらん</small>	662	32.3%
2	三重県立蒼海高等学校 <small>そうかい</small>	302	14.7%
3	三重県立紀南木本高等学校 <small>きなんきのもと</small>	223	10.9%
4	三重県立熊野高等学校 三重県立くまの高等学校 <small>くまの</small>	222	10.8%
5	三重県立七里御浜高等学校 <small>しちりみはま</small>	139	6.8%
6	三重県立東紀州高等学校 <small>ひがしきしゅう</small>	134	6.5%
7	三重県立熊南高等学校 <small>くまなん</small>	103	5.0%
8	三重県立熊野灘高等学校 <small>くまのなだ</small>	89	4.3%
9	三重県立三重南高等学校 <small>みえみなみ</small>	68	3.3%
10	三重県立三重熊野高等学校 三重県立みえ熊野高等学校 <small>みえくまの</small> <small>くまの</small>	67	3.3%
11	三重県立南牟婁高等学校 <small>みなみむろ</small>	42	2.1%
	合計	2,051	100.0%

※投票総数 2,077 票 有効投票数 2,051 票 無効投票数（無回答）26 票

第3回校名選定委員会における校名候補（3案）の選定

1 選定方法

- ・委員17名は、1人1票で投票を行う。
- ・子ども票は委員票と同数の17票とし、児童生徒による投票の得票率に応じて配分する。
- ・委員の投票と子どもの投票を合計し協議のうえ、得票数の上位から3案を選定する。
- ・得票数が3位の校名案が複数となる場合は、決選投票を行う。
- ・複数の表記がある校名候補が選定された場合は、協議により表記の統一を行う。

2 投票結果

選定	順位	校名候補	委員票	子ども票	合計
○	1	三重県立熊野青藍高等学校	5	5	10
○	2	三重県立熊野高等学校 三重県立くまの高等学校	3	2	5
○	3	三重県立七里御浜高等学校	3	1	4
	3	三重県立熊野灘高等学校	3	1	4
	5	三重県立紀南木本高等学校	0	2	2
	5	三重県立熊南高等学校	1	1	2
	5	三重県立蒼海高等学校	0	2	2
	5	三重県立東紀州高等学校	1	1	2
	9	三重県立三重熊野高等学校 三重県立みえ熊野高等学校	0	1	1
	9	三重県立三重南高等学校	0	1	1
	9	三重県立南牟婁高等学校	1	0	1
		合計	17	17	34

<3位決選投票の結果>

選定	校名候補	委員票	子ども票	合計
○	三重県立七里御浜高等学校	9	10	19
	三重県立熊野灘高等学校	8	7	15
	合計	17	17	34

※子ども票は対象となる校名案の得票率により配分

令和5年12月19日

三重県教育委員会教育長 様

紀南地域新高等学校校名選定委員会委員長

紀南地域新高等学校（仮称）の校名について

令和7年度に開校される紀南地域新高等学校（仮称）の校名について、県民等から応募のあった校名案を検討・審議し、校名候補を選定しましたので、下記のとおり提案いたします。

1 校名選定にあたり、委員会として大切にしたい思いや願いについて

令和7年度に新しく開校する高校では、2校舎が一体となり、これからの子どもたちが、地域ならではの特色ある学びを通じ、地域の歴史や文化、自然を大切にしたいを育んでほしいと願っています。

新校の校名については、このような願いや、両校の卒業生の母校に対する想いもふまえつつ、これからの子どもたちにも地域の方にも長く親しまれ、多くの方が学校とのつながりを感じ、子どもたちが未来への夢を抱くことができるよう、「生徒が誇りを持つことができる校名」の視点を大切に選定しました。

2 校名候補について（50音順）

くまの

- ・三重県立 熊野 高等学校

<選定理由>

世界遺産の熊野古道や熊野灘など、すばらしい歴史と自然があり、全国的にも名が知られている「熊野」に親しみと誇りを持ってほしいという願いが込められている。

くまのせいらん

- ・三重県立 熊野青藍 高等学校

<選定理由>

「青は藍より出でて藍より青し」のように、青い海に面した学び舎で、輝く「青春」を送り、故郷の誇りである熊野の海よりも広く大きな心を持つ「青年」に成長してほしいという願いが込められている。

しちりみはま

- ・三重県立 七里御浜 高等学校

<選定理由>

熊野市、御浜町、紀宝町にまたがる「七里御浜」は、両校舎のつながりを感じさせる。果てしなく広がる雄大な景色を臨むこの地で、未来に希望を抱いてほしいという願いが込められている。

※ 選定理由は、応募者が記入した理由をもとにしています。

議案第42号

三重県立夜間中学の設置及び校名について

三重県立夜間中学の設置及び校名について、別紙のとおり提案する。

令和6年1月23日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

三重県立夜間中学の設置及び校名については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号並びに三重県教育委員会権限委任規則第1条第7号及び第20号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県立夜間中学の設置について

1 設置理由

さまざまな理由により、義務教育を十分に受けられなかった方の教育機会の確保を図るため、三重県立夜間中学を令和7年4月1日に設置する。

2 設置場所

津市柳山津興（三重県立みえ夢学園高等学校に同じ）

三重県立夜間中学の校名について

県教育委員会事務局が選定した校名候補3案から、1案を選定する。

1 経緯

- (1) 令和7年4月開校予定の県立夜間中学について、広く県民の皆様にご存知のとおり、関心を高めていただくため、令和5年9月21日から10月31日まで校名を公募し、347件312種類の応募がありました。
- (2) 応募のあった校名から、夜間中学設置検討委員会委員の意見をふまえ、教育委員会事務局で10案を選定しました。
- (3) 令和5年11月21日から12月8日までの期間、県内の公立中学校の生徒や教職員のほか、県立みえ夢学園高等学校の生徒や教職員等を対象として投票を実施しました。
- (4) 公立中学校の生徒等による投票結果(資料1)をふまえ、教育委員会事務局で校名候補3案を選定しました。

2 校名選定にあたり、大切にしたい思いや願いについて

- ・県立夜間中学の基本構想案(「一人ひとりの願い(〇〇たい)が芽生える 伸びる 広がる 学校」)をふまえたものであること。
- ・生徒や教職員にとって誇りと希望を持てるものであること。
- ・地域の人から親しまれ、愛されるものであること。

3 校名候補について

教育委員会事務局で選定した3案は次のとおりです。(50音順)

・三重県立 まなみえ 中学校

『まな』は『学ぶ』、『みえ』は『三重』から来ており、『学びが見える』という意味もある。また、音の響きが『学び舎』に近いことから、生徒が誇りをもって学ぶ場所になってほしい」という思いが込められている。

・三重県立 ^{あしたば}みえ明日葉 中学校

「明日葉の花言葉にあるように、『旺盛な活動力』『未来への希望』をもって勉学に励み、将来の日本を支えていってほしい」という思いが込められている。

・三重県立 ^{よつばがさき}みえ四葉ヶ咲 中学校

「四葉の1枚1枚には、それぞれ願いが込められており、まだ芽吹いたばかりの生徒たちが卒業する頃には、素敵な四葉が心の中に咲いてほしい」という思いが込められている。

※ 思いについては、応募者の校名案へ対する思いです。

県立夜間中学 校名投票の結果

1 実施期間

令和5年11月21日から12月8日まで

2 投票者・投票結果

- (1) 公立中学校生徒（全学年） (2) 県立みえ夢学園高等学校生徒（全学年） (3) 公立中学校教職員及びみえ夢学園高等学校教職員

順位	校名候補	得票数
1	四葉ヶ咲	1,169
2	ひかりの森	680
3	明日葉	530
4	夢つむぎ	494
5	うみかぜ	492
6	三重響	439
7	未来きずな	345
8	まなみえ	313
9	みえ奏	282
10	ゆめ息吹	276

計 5,180

有効投票数 5,020

無効投票数 160

順位	校名候補	得票数
1	四葉ヶ咲	8
2	明日葉	6
3	夢つむぎ	5
4	うみかぜ	4
4	三重響	4
6	まなみえ	3
6	みえ奏	3
8	ひかりの森	2
8	ゆめ息吹	2
10	未来きずな	0

計 39

有効投票数 37

無効投票数 2

順位	校名候補	得票数
1	まなみえ	83
2	ひかりの森	68
3	明日葉	55
4	みえ奏	43
5	夢つむぎ	33
6	うみかぜ	29
7	三重響	15
7	四葉ヶ咲	15
9	未来きずな	13
10	ゆめ息吹	12

計 367

有効投票数 366

無効投票数 1

- (4) みえ夜間学級体験教室
「まなみえ」参加者及び指導員等

順位	校名候補	得票数
1	まなみえ	9
2	明日葉	3
2	夢つむぎ	3
4	ひかりの森	1
4	みえ奏	1
4	三重響	1
4	四葉ヶ咲	1
8	うみかぜ	0
8	未来きずな	0
8	ゆめ息吹	0

計 19

有効投票数 19

無効投票数 0

- (5) 県立夜間中学設置
検討委員会委員

順位	校名候補	得票数
1	みえ奏	3
2	未来きずな	2
3	四葉ヶ咲	1
3	ひかりの森	1
3	うみかぜ	1
3	夢つむぎ	1
3	まなみえ	1
8	明日葉	0
8	三重響	0
8	ゆめ息吹	0

計 10

有効投票数 10

無効投票数 0

※投票総数 5,615 票

有効投票数 5,452 票

無効投票数（無回答） 163 票

報告 1

令和6年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について

令和6年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年1月23日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長



(別紙)

令和6年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について

1 試験日と試験内容

試験日 令和5年12月9日(土)

試験内容 筆答試験、小論文、面接

2 結果

校種	教科・科目	採用見込数	申込者数	受験者数	合格者数
高等学校	理科	2	7	7	2
	工業(機械系 (自動車を含む))	4	5	5	4
	農業	3	8	8	3
	商業	2	10	9	2
特別支援 学校	自立活動	1	4	4	1
合計		12	34	33	12

※育児休業等代替任期付実習助手採用候補者名簿登載状況

(実習助手採用選考試験と兼ねて実施)

校種	教科・科目	名簿登載見込数	名簿登載者数
高等学校	理科	1	1
	農業	1	1
合計		2	2

(別紙)

令和6年度三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験の
結果について

1 試験日と試験内容

試験日 令和5年12月9日(土)

試験内容 筆答試験、小論文、面接

2 結果

校種	教科・科目	採用見込数	申込者数	受験者数	合格者数
特別支援学校	自立活動	1	2	2	1
合計		1	2	2	1

(別紙)

令和6年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者
名簿登載試験の結果について

1 試験日と試験内容

試験日 令和5年12月10日(日)

試験内容 小論文、面接

2 結果

職種	校種	教科	採用見込数	申込者数	受験者数	合格者数
講師	高等学校	理科(生物)	1	1	0	0
		英語	4	0	0	0
		家庭	2	0	0	0
		工業(電気・電子系)	1	1	0	0
		農業	1	4	4	1
		福祉	3	0	0	0
	特別支援学校	小学部	8	0	0	0
		中学部・高等部	11	0	0	0
特別支援学校	学校栄養職員	1	0	0	0	
合計			32	6	4	1

報告2

令和7年度（令和6年実施）教員採用選考試験の日程及び変更の概要について

令和7年度（令和6年実施）教員採用選考試験の日程及び変更の概要について、別紙のとおり報告する。

令和6年1月23日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長



令和7年度（令和6年実施）教員採用選考試験の日程及び変更の概要について

1 令和7年度（令和6年実施）教員採用選考試験の日程（予定）

実施要項発表	4月上旬
申込受付期間	4月上旬～4月下旬
第1次選考試験	6月15日（土）
第1次合格発表	7月上旬
第2次選考試験	7月中旬～下旬
最終合格発表	8月下旬

2 令和7年度（令和6年実施）教員採用選考試験の変更の概要について

令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験の内容は、4月上旬に実施要項にて発表します。現在、変更を予定しているものは次のとおりです。

[1] 大学3年生等を対象とした試験の実施について【令和5年10月6日報告済】

小学校教諭においては、他校種に比べ倍率が低くなっており、次年度の採用試験の実施が確実に見込まれることから、受験機会を拡大することで、より多くの意欲ある方に早期から受験していただけるよう、小学校教諭を希望する大学3年生等^{*1}について、第1次選考試験^{*2}の受験を可能とします。

大学3年生等で第1次選考試験に合格した受験者については、次年度に実施される令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験（小学校教諭）の第1次選考試験のすべてを免除します。

※1 大学、大学院、短期大学、専門学校の最終年次の1年前の年次をいう。（いずれの学校にも所属していない科目等履修生は含まない。）

※2 今年度実施された令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験の第1次選考試験では、一般選考において筆答試験（教養）及び筆答試験（専門）を実施。

[2] 第1次選考試験免除要件の拡大について

① 前年度の第1次選考試験に合格した常勤講師等対象【令和5年10月6日報告済】

三重県内の公立学校等において常勤講師等として勤務しながら教員採用選考試験を受験する方の試験にかかる負担を軽減するため、令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験において、申込と同じ校種・教科等の第1次選考試験に合格し、かつ令和6年4月から令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施日までの期間に、三重県内の公立学校等^{*1}において、以下のア～ウのいずれかの職種で任用される予定がある方は、令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験の第1次選考試験のすべてを免除します。

ア 小学校、中学校、高等学校または特別支援学校教諭申込者においては常勤講師^{*2}

イ 養護教諭申込者においては常勤の養護助教諭^{*2}

ウ 栄養教諭申込者においては常勤の臨時学校栄養職員※²

※1 三重大学教育学部附属学校を含む。

※2 育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭・任期付学校栄養職員として名簿登載期間中の方を含む。

② 育児休業等代替任期付講師等対象

令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験において、育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭・任期付学校栄養職員として合格した方については、3年間（令和7年4月1日から令和10年3月31日まで）育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭・任期付学校栄養職員として名簿登載することとし、名簿登載期間中、名簿登載と同じ校種・教科等における三重県公立学校教員採用選考試験の第1次選考試験のすべてを免除します。

3 令和7年度（令和6年実施）教員採用選考試験の詳細について

令和6年4月以降に公表する「令和7年度（令和6年実施）三重県公立学校教員採用選考試験実施要項」にてお知らせします。